

学校感染症による出席停止について

陽春の候、保護者の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

さて、学校では児童の健康管理上、一覧表にあげております学校感染症にかかった場合、出席停止となり登校できません。学校感染症と診断された場合には学校に連絡をしてください。その後は医師の指示にしたがい、登校の許可が出ましたら、医師に所定の用紙『登校許可書(治癒証明書)』に記入してもらい、登校の際、ご提出ください。※『登校許可書(治癒証明書)』は学校に置いています。保護者からご連絡をいただきましたら、お渡します。

インフルエンザの場合は、市内の医療機関を受診された場合は原則「り患証明書」が発行されますので、登校する際には「り患証明書」を学校へご提出ください。市外で受診されるなど、初診の際に「り患証明書」が出されなかった場合には、受診された医療機関で発症日を確認いただき、「インフルエンザ用登校届」を保護者にご記入のうえ学校へ提出いただくようお願いいたします。※次ページ参照

	病 名	期 間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症…ヘルパンギーナ、溶連菌感染症、マイコプラズマ、伝染性紅斑（りんご病）、手足口病、伝染性膿痂疹（とびひ）、流行性嘔吐下痢症、感染性胃腸炎（ノロウイルス）